

赤木正雄顕彰 設立趣意書

砂防といえば赤木、赤木といえば砂防といわれた先生も今は亡く、砂防の創始者である先生の馨咳に親しく接することはできない。先生の残した足跡は全国にわたり、国はその功績に報いるため、昭和46年に文化勲章を、翌昭和47年には従三位勲一等の栄位を贈られた。

われわれは、先生の遺訓を体して砂防事業を承継し、後輩を鞭撻して益々斯業の発展を期さねばならないと、その責務を痛感する。

茲に、先生の遺業を追慕し、その志を永久に伝えんがため、昭和48年に「赤木正雄顕彰会」が創設され、昭和62年に「赤木正雄顕彰事業」と改められ、毎年一回、砂防技術および事業の発展に功績のあった者に「赤木賞」を贈り、顕彰することとしたものである。

(参考資料－２)

赤木正雄顕彰規程

(趣旨)

第1条 赤木正雄博士の偉業を追慕し、永久に称えるものとして、砂防事業の発展に功績のあった者に対して「赤木正雄顕彰」(以下「本顕彰」という。)を行うこととする。

(顕彰の対象)

第2条 砂防事業の発展、砂防技術の向上及び砂防行政の推進等に功績のあった者に対して、「赤木賞」「赤木顕功賞」「赤木功績賞」及び「赤木功労賞」を贈り、これを顕彰する。

(顕彰)

第3条 本顕彰は、毎年1回一定の期日に、一般社団法人全国治水砂防協会(以下「本協会」という。)会長から賞状及び副賞を授与して行う。

(顕彰選考委員会)

第4条 受賞者の選考を行うため、本協会に赤木正雄顕彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員の定数は8名以内とし、うち、本協会理事長及び国土交通省水管理・国土保全局砂防部長、同砂防計画課長、同保全課長の職にある者を委員として委嘱するものとする。そのほか、本協会の理事及び参与並びに直轄砂防担当事務所長の中から委員を選任することができる。
- 3 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選によるものとする。

(委員会の開催)

第5条 毎年1回、定例の委員会を開催し、受賞者の選考について審議する。

- 2 委員長は、必要に応じ臨時に委員会を開催し、又は文書をもって意見を求めることができる。

(顕彰の推薦)

第6条 本顕彰は、第2条に定めるところにより顕彰に値するものについて、砂防関係機関等又は本協会会長の推薦により行うものとする。

- 2 前項の推薦は、別紙様式によるものとし、功績調書及び履歴書を添付するものとする。

(実施要領等)

第7条 本規程施行のため必要な事項は、別に定める「赤木正雄顕彰規程実施要領」によるほか、委員会において協議の上決定する。

(顕彰台帳)

第8条 本協会に顕彰台帳を備え、被顕彰者を登録してこれを保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

赤木正雄顕彰規程 実施要領

赤木正雄顕彰規程第2条に基づく実施に関しては、次により行うものとする。

第一 顕彰の対象者・選考基準・員数及び推薦者

区分	対象者	選考基準	員数	備考
赤木賞	砂防に関する行政・学術研究に貢献し、砂防事業の発展に多大の功績のあった者。		1～2名	
赤木顕功賞 砂防行政の発展及び砂防技術の向上に多大の功績のあった者に贈られる賞	砂防行政に原則として15年以上従事した者で、次に該当する者 1. 建設省・国土交通省において、砂防関係事務所長等の職にあった者で、砂防関係の主要要職の経験年数が5年以上あった者。 2. 地方公共団体において、本庁の砂防関係課長等の職にあった者で、砂防関係の主要要職の経験年数が5年以上あった者。 3. 地方公共団体において、本庁の砂防関係課等の主要な職にあった者で、関係する課の課長又は同等以上の職に5年以上あった者。	1. 砂防行政の推進に関し、法制度や組織の整備、技術開発、啓発活動等砂防事業の拡充に顕著な功績の者。 2. 上記1に掲げるもののほか、砂防事業の推進に関し、特段の推奨すべき功績のあった者。	若干名	<年数換算> 1. 事務所 副所長 1/2 課長 1/3 等 2. 本庁 補佐 1/2 係長 1/3 等
赤木功績賞 砂防事業の発展に多大の功績があった者に贈られる賞	I 砂防行政に原則として20年以上従事した者で、次に該当する者。 1. 建設省・国土交通省において、砂防関係事務所の課長・出張所長と同等以上の職にあった者。 2. 地方公共団体において、本庁の砂防関係課の係長と同等以上の職にあった者。 II 砂防関係の研究、技術開発の業務に長年従事し、その発展に多大の貢献をした者。	1. 砂防事業の実施に顕著な功績のあった者。 2. 砂防に関する調査・研究及び施工に関する開発・改良等を行った者、又は「これに寄与すること大であった者。 3. 災害発生等緊急時において、現地での適切な指導監督を行い、その功績が顕著であった者。 4. 上記1、2、3に掲げるもののほか、職務上顕著な成果を挙げ、又は業務を特段に推進し他の職員の模範として推奨すべき功績のあった者。	若干名	
赤木功労賞 砂防関係業務に長年にわたり従事し、他の模範とする者に贈られる賞	砂防関係業務に原則として30年以上従事した者で、建設省・国土交通省及び地方公共団体の事務所あるいは出張所で主として砂防関係工事に従事した職員であった者。又は、それ以外の者(建設業の職員を除く)で、劣悪な勤務条件にもかかわらず、原則として20年以上に亘り砂防関係事業の推進を陰から支えた者、若しくは現に支えている者。	1. 砂防に関する業務に献身精励し、砂防関係事業の推進に寄与すること大で、他の模範として推奨すべき者。 2. 危険を顧みず、地すべり巡視員等の職務に従事し、地域住民の生命・財産の保護に顕著な成果を挙げた者。	若干名	

平成25年4月1日 施行

注1)建設省には、北海道開発庁を含む

注2)受賞者の推薦は、毎年10月末日までとする

注3)表彰期日は、翌年2月に開催される「砂防及び地すべり防止講習会」の初日に行う

(参考資料－４)

「赤木正雄顕彰規程実施要領」取り扱い運用基準

赤木正雄顕彰規程実施要領に規定する赤木顕功賞の対象者における砂防関係の主要要職の経験年数については、下記の役職別の在職年数に換算割合に応じて年数換算計算を行い、その合計年数をもって主要要職の経験年数（５年以上）とすることができる。

1. 国土交通省

- (1) 砂防関係事務所 所長 在職年数×換算割合 1 / 1
- (2) 砂防関係事務所 副所長 在職年数×換算割合 1 / 2
- (3) 事務所 砂防関係課長 在職年数×換算割合 1 / 3

2. 都道府県

- (1) 本庁砂防関係課長、砂防関係事務所長 在職年数×換算割合 1 / 1
- (2) 本庁砂防関係課長補佐、砂防関係事務所次長 在職年数×換算割合 1 / 2
- (3) 本庁砂防関係係長、事務所砂防関係課長 在職年数×換算割合 1 / 3

※なお、各役職については、同等職を含むものとする。

赤木顕功賞対象者の運用基準 換算モデル

国 土 交 通 省		砂防関係事務所 所 長	砂防関係事務所 副所長	事務所 砂防関係課長	換算合計年数
	在職年数	3年	2年	3年	
	換算率	1 / 1	1 / 2	1 / 3	
	換算年数	3年	1年	1年	5年

都 道 府 県		本庁砂防関係課 課 長	本庁砂防関係課 課長補佐	本庁 砂防関係係長	換算合計年数
		砂防関係事務所 所 長	砂防関係事務所 次 長	事務所 砂防関係課長	
	在職年数	3年	2年	3年	
	換算率	1 / 1	1 / 2	1 / 3	
換算年数	3年	1年	1年	5年	